

霧島市パートナーシップ宣誓の取扱いに関する要綱

(趣旨)

第1条 この告示は、霧島市人権教育・啓発基本計画に基づき、市民一人ひとりが基本的人権を尊重し、共に生きることのできるまちづくりを推進するため、パートナーシップの宣誓に係る取扱いに関して、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 性的マイノリティ 性的指向が異性のみでない者又は性自認が戸籍上の性別と異なる者をいう。
- (2) パートナーシップ 互いを人生のパートナーとし、日常の生活において相互に協力し合うことを約束した、一方又は双方が性的マイノリティである2人の者の関係をいう。
- (3) 宣誓 パートナーシップを形成している者同士が、市長に対し、双方が互いのパートナーであることを誓うことをいう。

(宣誓の要件)

第3条 宣誓をすることができる者は、宣誓する日（以下「宣誓日」という。）において、次の各号のいずれにも該当する者とする。

- (1) 双方が民法（明治29年法律第89号）第4条に規定する成年に達していること。
- (2) 双方が住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）に基づく市の住民基本台帳に記載され、本市に居住している（宣誓日から14日以内に本市への転入を予定している場合を含む。）こと。
- (3) 双方に配偶者（届出をしないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）がないこと。
- (4) 双方が宣誓しようとする相手の他にパートナーシップの関係にある者がいないこと。
- (5) 双方が民法第734条から第736条までに規定する婚姻をすることができない者同士の関係（同法第729条の規定により親族関係が終了した者同士の場合及びパートナーシップに基づく養子縁組をしている者同士の場合を除く。）にないこと。

(宣誓の場所及び日時)

第4条 宣誓をしようとする者は、宣誓をしようとする場所及び日時について、当該日の5開庁日前までに市と協議するものとする。

(宣誓の方法)

第5条 宣誓をしようとする者は、双方が揃って本市職員の面前においてパートナーシップ宣誓書（第1号様式。以下「宣誓書」という。）に自ら記入し、次に掲げる書類（宣誓日前3か月以内に発行されたものに限る。）を添えて市長に提出するものとする。この場合において、当該宣誓をしようとする者の一方又は双方が自ら宣誓書に記入することが

できないと市長が認めるときは、これを代書させることができる（第9条及び第10条において同じ。）。

- (1) 住民票又は住民票記載事項証明書の写し
- (2) 本市へ転入を予定している者にあつては、その事実が確認できる書類
- (3) 現に婚姻していないことを証明する書類

2 前項の規定により宣誓書を提出した者が本市に住所を有しない場合は、宣誓書に記入した転入を予定している日から14日以内に、本市住所が記載された住民票の写しを市長に提出するものとする。ただし、やむを得ない理由により当該期間内に当該書類を提出することが困難な場合には、その旨を市長に申し出るものとする。

（本人確認）

第6条 市長は、宣誓書を提出した者の本人確認のため、次の各号のいずれかの書類の提示を求めるものとする。

- (1) 個人番号カード
- (2) 旅券
- (3) 運転免許証
- (4) 前3号に掲げるもののほか、官公署が発行した免許証、許可証又は登録証明書等であつて本人の顔写真が貼付されたもの
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が適当と認める書類

（通称名の使用）

第7条 宣誓をしようとする者は、性別違和その他市長が特に理由があると認める場合は、宣誓において、氏名と併せて通称名を使用することができる。

2 前項により通称名の使用を希望する場合は、日常生活において当該通称名を使用していることが確認できる書類、郵便物等を宣誓時に提示するものとする。

（受領証等の交付）

第8条 市長は、第5条第1項の規定により宣誓がなされた場合において、当該宣誓をした者に対し、パートナーシップ宣誓書受領証（第2号様式）及びパートナーシップ宣誓書受領カード（第3号様式）（以下これらを「受領証等」という。）に宣誓書の写しを添えて交付するものとする。

（受領証等の再交付）

第9条 前条の規定により受領証等の交付を受けた者（以下「宣誓者」という。）は、受領証等を紛失し、毀損し、又は汚損したときは、市長に対し、パートナーシップ宣誓書受領証等再交付申請書（第4号様式。以下「再交付申請書」という。）を提出することにより、受領証等の再交付を受けることができる。この場合において、受領証等の毀損又は汚損に係る再交付に当たっては既に交付した受領証等を再交付申請書に添付するものとする。

2 市長は、宣誓者が前項の規定による記載事項変更届を提出するときは、第6条各号に掲げる書類のいずれかの提示を求めるものとする。

3 市長は、第1項の規定により再交付申請書の提出を受けたときは、第5条第1項の規定

により提出された宣誓書が保存されている場合に限り、受領証等を再交付するものとする。

(受領証等記載事項の変更)

第10条 宣誓者は、受領証等の記載事項に変更が生じたときは、パートナーシップ宣誓書受領証等記載事項変更届（第5号様式。以下「記載事項変更届」という。）に、変更内容が確認できる書類及び変更前の受領証等を添えて市長に提出するものとする。

2 市長は、宣誓者が前項の規定による再交付申請書を提出するときは、第6条各号に掲げる書類のいずれかの提示を求めるものとする。

2 市長は、第1項の規定により記載事項変更届の提出を受けたときは、変更後の内容に基づく受領証等を交付するものとする。

(受領証等の失効)

第11条 受領証等は、次の第1号から第4号までのいずれかに該当するときは当該事由の発生時に失効し、第5号に該当するときは、宣誓日に遡及して失効する。ただし、第2号に該当する場合であって、引き続きパートナーシップ関係の継続を希望する場合は、この限りではない。

(1) 宣誓者の意思によりパートナーシップ関係が解消されたとき。

(2) 宣誓者の一方が死亡したとき。

(3) 宣誓者の一方又は双方が市内に住所を有しなくなったとき（第12条第1項に規定するパートナーシップ宣誓書受領証等継続使用申請書を提出する場合を除く。）。

(4) 第3条第3号から第5号までのいずれかに該当しなくなったとき。

(5) 宣誓書を提出した時点において宣誓者が第3条各号に掲げる要件に該当していなかったことが判明したとき。

2 市長は、必要があると認める場合は、失効した受領証等の交付番号（受領証等ごとに付与された番号をいう。）を公表することができる。

(地方公共団体間での相互利用)

第12条 宣誓者が、本市とパートナーシップ宣誓制度の相互利用に関する協定（以下「協定」という。）を締結している地方公共団体へ転出する場合であって、パートナーシップ宣誓書受領証等継続使用申請書（第6号様式）を提出したときは、継続して本市が交付した受領証等を使用することができる。

2 本市と協定を締結している地方公共団体から本市へ転入した者は、当該地方公共団体が交付した受領証等（継続使用の手続がされたものに限る。）を、本市において継続して使用することができる。

3 第1項の規定により継続して受領証等を使用している者が本市と協定を締結していない地方公共団体に転出したとき又は第11条第1号、第2号、第4号若しくは第5号の規定に該当するときは、受領証等を失効するものとする。

4 第1項の規定により継続している受領証等の再交付及び受領証等記載事項の変更については、第9条及び第10条の規定を準用する。

(パートナーシップ継続申告による受領証等の交付)

第13条 パートナーシップ制度自治体間連携ネットワークに加入している地方公共団体(以下「構成団体」という。)において、第8条に規定する受領証等に相当する書類(以下「受領証等相当書類」という。)の交付を受けている者が、本市への転入後も引き続きパートナーシップを継続することを申告し、第3条に規定する宣誓の対象者の要件を満たしていると認めるときは、第4条の規定にかかわらず、次項及び第3項の定めるところにより、受領証等の交付を受けることができる。

2 前項の規定により受領証等の交付を受けようとする者(以下「継続申告者」という。)は、パートナーシップ宣誓継続申告書(第7号様式。以下「継続申告書」という。)に自ら記入し、次に掲げる書類を添えて市長に提出するものとする。この場合において、当該宣誓をしようとする者の一方又は双方が自ら宣誓書に記入することができないと市長が認めるときは、これを代書させることができる。

(1) 転出地である構成団体が交付した受領証等相当書類

(2) 住民票又は住民票記載事項証明書の写し(本市に転入を予定している場合にあつては、その事実が確認できる書類)

3 市長は、継続申告者が第1項の規定による継続申告書を提出するときは、第6条各号に掲げる書類のいずれかの提示を求めるものとする。

4 第2項の規定による書類の提出があつた場合、継続申告者の同意を得た上で、遅滞なく転出元である構成団体に通知するものとする。

(宣誓書の保存)

第14条 市長は、宣誓書等関係書類を30年間保存するものとする。

(市民及び事業者への周知)

第15条 市長は、この告示の趣旨が市民及び事業者に理解され、宣誓者に対する対応が公平かつ適切に行われるよう、周知啓発に努めるものとする。

(その他)

第16条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、令和7年9月1日から施行する。

(準備行為)

2 第4条の規定による協議その他パートナーシップの宣誓のために必要な行為は、この告示の施行前においても行うことができる。

第1号様式（第5条関係）

パートナーシップ宣誓書

霧島市長 様

私たちは、霧島市パートナーシップ宣誓の取扱いに関する要綱に基づき、互いをその人生のパートナーとすることを宣誓し、署名します。

年 月 日

宣 誓 者		
ふ り が な		
氏 名		
通称名の場合 戸籍上の氏名		
生 年 月 日	年 月 日	年 月 日
住 所		
転入予定の場合 転 入 予 定 日	年 月 日	年 月 日
電 話 番 号		

※代筆の場合

代 筆 者	氏名	
	住所	

(裏面)

パートナーシップ宣誓に当たっての確認書

私たちは、「霧島市パートナーシップ宣誓の取扱いに関する要綱」に基づくパートナーシップの宣誓をするに当たり、次の表の確認事項記載の内容が事実と相違ないことを確認するとともに同要綱の規定を順守することを誓います。

	確認事項 ※お二人で確認してください	
要綱の規定	項目	確認欄 該当する□に✓を記入してください。
第2条 第2号、第3号	互いを人生のパートナーとし、日常生活において相互に協力し合うことを約束している	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ
第3条第1号	双方が民法（明治29年法律第89号）第4条に規定する成年に達している	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ
第3条第1号	次のいずれかに該当している ①双方とも市内に住所を有している ②一方が市内に住所を有しており、もう一方が14日以内に市内へ転入する予定である ③双方とも14日以内に市内へ転入する予定である	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ
第3条第3号	双方とも配偶者（事実上婚姻関係と同様である者を含む）がない	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ
第3条第4号	双方とも宣誓しようとする者以外の者とパートナーシップにない	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ
第3条第5号	直系血族又は三親等内の傍系血族の関係でない（パートナーシップに基づく養子縁組をしている場合を除く）	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ

宣誓者の氏名	(自署)	(自署)
通称名の場合 戸籍上の氏名		

受領証交付番号
第 - 号



パートナーシップ宣誓書受領証

様 様

パートナーシップの宣誓をしたことを証明する。

年 月 日

霧 島 市 長 印

第3号様式（第8条関係）

表面

	
パートナーシップ宣誓書受領カード	
霧島市パートナーシップ宣誓の取扱いに関する要綱の規定に基づき、パートナーシップの宣誓をしたことを証します。	
_____様	_____様
生年月日 年 月 日	生年月日 年 月 日
受領証交付番号 第 一 号	年 月 日 霧島市長 

裏面

戸籍上の氏名（通称名の場合）	戸籍上の氏名（通称名の場合）
_____	_____
1.この受領カードは、霧島市パートナーシップ宣誓の取扱いに関する要綱に基づき発行したものです。	
2.この受領カードの記載事項を訂正したものは無効とします。	
3.この受領カードの交付を受けた方は、宣誓事項に変更がある場合又は宣誓が失効若しくは無効となった場合には、市に申し出てください。	
この受領証の提示を受けられた方へ	
この受領証により法的な効力が生じるものではありませんが、本制度の趣旨を御理解くださるようお願いいたします。	
特記事項	
霧島市役所市民環境部 市民課	

第4号様式（第9条関係）

パートナーシップ宣誓書受領証等再交付申請書

_____年 _____月 _____日付で交付されました、パートナーシップ宣誓書受領証等の再交付を受けたいので、霧島市パートナーシップ宣誓の取扱いに関する要綱第9条の規定により申請します。

- 1 再交付を希望する理由（いずれかに○をつけてください。）
 - (1) 紛失
 - (2) 毀損
 - (3) 汚損
 - (4) その他（_____）
- 2 再交付を希望するもの（希望するものに○をつけてください。）
 - (1) パートナーシップ宣誓書受領証
 - (2) パートナーシップ宣誓書受領カード

_____年 _____月 _____日

（宣誓者）

（住所）_____

（氏名又は通称）_____

（住所）_____

（氏名又は通称）_____

（代筆者）

（住所）_____

（氏名）_____

※再交付を希望する理由が(2)毀損、(3)汚損、(4)その他に該当する場合は、既に交付した受領証等を添付してください。

第5号様式（第10条関係）

パートナーシップ宣誓書受領証等記載事項変更届

霧島市パートナーシップ宣誓の取扱いに関する要綱第10条の規定により、以下の変更があったことを届け出ます。

届出日 _____ 年 _____ 月 _____ 日

受領証交付番号 第 _____ 号

	(変更前)	(変更後)
ふりがな		
氏 名		
ふりがな		
通 称 名		
ふりがな		
氏 名		
ふりがな		
通 称 名		

※変更のあった事項（変更前・変更後）のみ記入し、変更の内容がわかる書類及び本人確認ができる書類の写しを添付してください。

第6号様式（第12条関係）

パートナーシップ宣誓書受領証等継続使用申請書

霧島市長 様

霧島市パートナーシップ宣誓の取扱いに関する要綱第12条の規定により、受領証等の継続利用を申請します。

なお、下記内容を転出先の地方公共団体に通知することに同意します。

_____年 月 日

	申告者	
ふりがな 氏名		
(通称名の場合) 戸籍上の氏名		
生年月日	年 月 日	年 月 日
旧住所		
新住所		
	異動予定 (月 日)	異動予定 (月 日)
当初(転出地)の 宣誓日	年 月 日	年 月 日
電話番号 (連絡先)		
要件	<input type="checkbox"/> 一方又は双方が性的マイノリティである	

第7号様式（第13条関係）

パートナーシップ宣誓継続申告書

霧島市長 様

霧島市パートナーシップ宣誓の取扱いに関する要綱第13条の規定により、転入前の地方公共団体において受領証等相当書類を交付されていたこと及び互いを人生のパートナーとして日常の生活において相互に協力し合う関係を維持していることを申告します。

なお、下記内容を転入前の地方公共団体に通知することに同意します。

年 月 日

宣 誓 者		
ふ り が な		
氏 名		
通称名の場合 戸籍上の氏名		
生 年 月 日	年 月 日	年 月 日
住 所		
電 話 番 号		

※代筆の場合

代 筆 者	氏名	
	住所	

(裏面)

パートナーシップ宣誓に当たっての確認書

私たちは、「霧島市パートナーシップ宣誓の取扱いに関する要綱」に基づくパートナーシップの宣誓をするに当たり、次の表の確認事項記載の内容が事実と相違ないことを確認するとともに同要綱の規定を順守することを誓います。

	確認事項 ※お二人で確認してください	
要綱の規定	項目	確認欄 該当する□に✓を記入してください。
第2条 第2号、第3号	互いを人生のパートナーとし、日常生活において相互に協力し合うことを約束している	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ
第3条第1号	双方が民法（明治29年法律第89号）第4条に規定する成年に達している	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ
第3条第2号	次のいずれかに該当している ①双方とも市内に住所を有している ②一方が市内に住所を有しており、もう一方が14日以内に市内へ転入する予定である ③双方とも14日以内に市内へ転入する予定である	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ
第3条第3号	双方とも配偶者（事実上婚姻関係と同様である者を含む）がいない	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ
第3条第4号	双方とも宣誓しようとする者以外の者とパートナーシップにない	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ
第3条第5号	直系血族又は三親等内の傍系血族の関係でない（パートナーシップに基づく養子縁組をしている場合を除く）	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ

宣誓者の氏名	(自署)	(自署)
通称名の場合 戸籍上の氏名		